

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金

この事業は、訪問介護等サービスの現場において、人材確保体制の構築により安心して働き続けられる環境整備に向けた取組を支援することにより、利用者へ必要なサービスを安定的に提供できる体制を確保することを目的としています。

補助対象事業所

①訪問介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ③夜間対応型訪問介護

※次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ・旭川市に所在している。
- ・補助対象経費が生じた時点において指定がされている。
- ・補助対象経費が生じた時点及び申請時点において休止又は廃止されていない。

補助対象事業

(1)研修体制の構築

ホームヘルパー希望者の裾野を拡大し、経験年数の短いヘルパーでも安心して働き続けられるよう、事業所が行うホームヘルパーや介護職員等の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成など研修体制の構築のための取組

(2)中山間地域等における採用活動

中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）」）の第1号に定める地域をいう。以下同じ。）に所在する事業所が、当該地域外の求職者に対して採用活動を実施する取組

(3)経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組

補助対象期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日までに要する経費

補助対象経費及び基準額

補助対象事業	基準額	対象経費
(1)研修体制の構築	1事業所当たり10万円	①介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップのための仕組み作りに要する経費 ②介護職員のスキルアップのための研修等の受講に要する経費 ③その他職員の資質向上に必要な取組の経費
(2)中山間地域等における採用活動	1事業所当たり30万円	都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出展する場合の移動に係る経費
(3)経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	30分未満の同行支援1回につき3,500円 30分以上の同行支援1回につき5,000円 ※同行支援対象者1人につき30回まで	

補助金交付手続の流れ

(1) 交付申請書類の提出

- ①様式第1号 申請書
- ②様式第1号別紙 申請額一覧
- ③様式第2-1号 事業計画書 ※補助対象事業(1)(2)
- ④様式第2-2号 事業計画書 ※補助対象事業(3)
- ⑤様式第3号 経費の配分調書

交付決定

(2) 事業着手

(3) 実績報告書類の提出

- ①様式第8号 実績報告書
- ②様式第8号別紙 補助金精算額算出調書
- ③様式第9-1号 事業実績書 ※補助対象事業(1)(2)
- ④様式第9-2号 事業実績書 ※補助対象事業(3)
- ⑤様式第10号 事業収支計算書
- ⑥支出根拠を確認できる書類(領収書等)

交付額の確定

(4) 請求書の提出

様式第12号 請求書

口座振込

(4) 仕入控除税額報告書

様式第5号 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

申請受付期間

令和7年7月23日(水)～令和8年2月27日(金)

※予算の上限に達した場合は、期限前に締め切ります。

提出先

ホームページ内の **入力フォーム** から提出してください。

URL <https://logoform.jp/form/iLZf/1113737>

※入力フォームからの提出が難しい場合は、担当までご相談ください。



お問合せ

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎2階

【電話】25-9797 【メール】chojushakai_hojokin@city.asahikawa.lg.jp